



鳥取県公報

平成13年 6月14日(木)
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例(38)(議会議務局総務課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の名称及び所管(第2条関係)

常任委員会の名称及び所管を次のように改めることとした。

名 称	所 管
総務警察常任委員会	総務部、警察本部、監査委員、人事委員会並びに消防及び防災に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
教育民生常任委員会	福祉保健部、生活環境部、病院局及び教育委員会に関する事項
経済産業常任委員会	商工労働部、農林水産部及び地方労働委員会に関する事項
企画土木常任委員会	企画部、土木部及び企業局に関する事項

2 議会運営委員会の委員定数(第2条の2関係)

議会運営委員会の委員の定数を10人(現行 11人)とすることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年 6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和31年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務警察常任委員会 10人</u></p> <p>総務部、警察本部、監査委員、人事委員会並びに消防及び防災に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p><u>教育民生常任委員会 10人</u></p> <p>福祉保健部、生活環境部、病院局及び教育委員会に関する事項</p> <p><u>経済産業常任委員会 9人</u></p> <p>商工労働部、農林水産部及び地方労働委員会に関する事項</p> <p><u>企画土木常任委員会 9人</u></p> <p>企画部、土木部及び企業局に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務教育常任委員会 10名</u></p> <p>総務部、企画部、教育委員会に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p><u>福祉環境警察常任委員会 10名</u></p> <p>福祉保健部、生活環境部、病院局及び警察本部に関する事項</p> <p><u>農林水産常任委員会 9名</u></p> <p>農林水産部に関する事項</p> <p><u>土木商工常任委員会 9名</u></p> <p>商工労働部、土木部及び企業局に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。